

22年A020114
保存種別 第1種
熊警第1587号
平成22年11月12日

熊本県警察法規データベースシステムの運用について（通達）

これまで、熊本県警察が所管する法規の管理については、「熊本県警察法規データベースシステム及び熊本県警察法規集の管理要綱の制定について（通達）」（平成15年6月26日付け熊広県第300号）に基づき、熊本県警察法規データベースシステム及び熊本県警察法規集により運用してきたところである。

この度、利活用状況が低調である熊本県警察法規集を廃止し、法規の管理については、利便性の高い新たなシステムにより一元化して行うため、別添「熊本県警察法規データベースシステム管理要綱」を定め、平成22年11月15日から施行することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

なお、このシステムは、法制執務に携わったことのない職員であっても容易に法規の新制定、改正及び廃止（以下「新制定等」という。）に係る資料を作成することができる法制執務支援機能並びに新制定等する法規がその施行日に自動で溶け込む即時更新機能を有しているため、常に最新の法規（熊本県警察が所管するものに限る。）の検索及び閲覧を可能とした。このほか、年4回程度の更新となるが、国が所管する法律、政令及び省令については警察関係のものに限らずそのすべてを登載するので、法規を根拠とする基本に忠実な職務の遂行及び効率的な業務の推進に利活用されたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。

別添

熊本県警察法規データベースシステム管理要綱

第1 趣旨

この要綱は、熊本県警察法規データベースシステム（以下「法規システム」という。）の運用及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

第2 法規システム

1 目的

法規システムは、国及び熊本県が所管する法規を熊本県警察統合OAシステム内に電磁的に登載し、職員の執務における法規の閲覧及び検索事務の迅速化並びに法制事務の合理化を図ることを目的とする。

2 登載範囲

法規システムには、次に掲げる法規を登載する。

(1) 国が所管する法規

憲法、条約、法律、政令、省令等

(2) 熊本県が所管する法規

ア 熊本県条例、熊本県規則、熊本県人事委員会規則等

イ 熊本県公安委員会規則及び熊本県公安委員会告示

ウ 熊本県警察本部訓令及び熊本県警察本部告示

エ 熊本県警察本部長通達（保存種別が第1種のものに限る。）

3 管理責任者

(1) 熊本県警察本部警務課長を法規システムの管理責任者とする。

(2) 管理責任者は、法規システムへの登載、削除等に関する事務を掌理するものとする。

4 登載基準

管理責任者は、必要に応じて法規システムに登載し、及び法規システムから削除するものとする。